岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 18 年 12 月 26 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第17号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則 岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規則(平成13年岩手県公安委員会規則第6号)の 一部を次のように改正する。

改正前

(公安委員会及び本部長が保有する行政文書)

とする。

(1)・(2) [略]

- (3) 警察法第78条の2の規定に基づく苦情の処理及び処理 結果の通知に関する行政文書
- (4) [略]
- 「略]

(行政文書の管理体制)

第4条 [略]

- 2 行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を図るため、 各所属に文書管理責任者を置き、各所属長をもって充てる。
- するため総括文書管理指導官を置き、各所属に文書管理責任 者を補佐し、又は行政文書の整理、保管等に関する事務を処 理するため、文書整理責任者及び文書整理担当者をそれぞれ 置く。

(行政文書の保存期間)

第7条 「略]

2 [略]

翌年の初日から起算するものとする。ただし、行政文書の性 質等に応じて、暦年でなく年度を単位とすること又は特定の 日を期限とすることを妨げない。

改正後

(公安委員会及び本部長が保有する行政文書)

- 第3条 公安委員会が保有する行政文書は、次に掲げるとおり 第3条 公安委員会が保有する行政文書(以下「公安委員会保 有文書」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) · (2) [略]
 - (3) 警察法第79条の規定に基づく苦情の処理及び処理結果 の通知に関する行政文書
 - (4) [略]
 - 2 「略]

(行政文書の管理体制)

第4条 「略]

- 2 行政文書に関する事務の適正な管理及び運営を図るため、 各所属及び警務部総務課公安委員会補佐室(以下「公安委員 会補佐室」という。) に文書管理責任者を置き、各所属にあっ ては所属長を、公安委員会補佐室にあっては公安委員会補佐 室長をもって充てる。
- 3 別に定めるところにより、県警察に総括文書管理者を補佐 3 別に定めるところにより、県警察に総括文書管理者を補佐 するため総括文書管理指導官を置き、各所属及び公安委員会 補佐室に文書管理責任者を補佐し、又は行政文書の整理、保 管等に関する事務を処理するため、文書整理責任者及び文書 整理担当者をそれぞれ置く。

(行政文書の保存期間)

第7条 「略]

- 2 原本 (原本に代えて保存すべきこととされた行政文書を含 む。以下同じ。) の写しその他の原本以外の行政文書の保存 期間は、原本より短い期間を設定することができるものとす る。
- 3 [略]
- 3 第1項の保存期間は、ファイルを作成した日の属する年の 4 第1項の保存期間は、原則としてファイルを作成した日の 属する年の翌年の初日から起算するものとする。ただし、行 政文書の性質等に応じて、暦年でなく年度を単位とすること、 特定の日から起算すること又は特定の日を期限とすることを 妨げない。

い。ただし、当該行政文書を保有する目的が失われた場合そ の他正当な理由がある場合において、総括文書管理者の承認 を得たときは、この限りでない。

5 [略]

(行政文書の保管方法)

第8条 [略]

を維持するために必要がある場合には、当該行政文書が記録 されている媒体を他の媒体に変換することができる。この場 合において、当該他の媒体に変換する前の媒体に記録されて いる行政文書は、前条第4項の規定にかかわらず、別に定め るところにより、廃棄することができる。

(保存期間が終了した行政文書の取扱い)

第9条 [略]

2 警察本部内の文書管理責任者は、設定した保存期間が3年 2 警察本部内の文書管理責任者は、設定した保存期間が3年 以上のファイルについて、引き続き原本を使用する必要があ る場合を除き、その作成した目の属する年の翌々年以後に、 別に定めるところにより、総括文書管理者に引き継がなけれ ばならない。

3 「略]

(保存期間の延長)

第10条 [略]

2 前条第1項の保存期間の延長後において、当該行政文書を 2 前条第1項の保存期間の延長後において、当該行政文書を 保有する目的が失われた場合その他正当な理由がある場合に であっても、廃棄することができる。

別表 (第7条関係)

保存期間の区分	行政文書の類型
30年とするもの	1~13 [略]
	14 前各号に掲げるもののほか、30
	年保存が必要であると <u>所属長</u> が認
	めるもの
10年とするもの	1~5 [略]
	6 前各号に掲げるもののほか、10
	年保存が必要であると <u>所属長</u> が認

- 4 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならな 5 設定した保存期間の終了前に行政文書を廃棄してはならな い。ただし、当該行政文書を保有する目的が失われた場合そ の他正当な理由がある場合において、次の各号に掲げる行政 文書の区分に応じ、当該各号に定める承認を得たときは、こ の限りでない。
 - (1) 公安委員会保有文書 公安委員会の承認
 - (2) 前号以外のもの 総括文書管理者の承認

6 [略]

(行政文書の保管方法)

第8条 [略]

2 保管されている行政文書について、その正確性及び可視性 2 保管されている行政文書について、その正確性及び可視性 を維持するために必要がある場合には、当該行政文書が記録 されている媒体を他の媒体に変換することができる。この場 合において、当該他の媒体に変換する前の媒体に記録されて いる行政文書は、前条第5項の規定にかかわらず、別に定め るところにより、廃棄することができる。

(保存期間が終了した行政文書の取扱い)

第9条 [略]

以上のファイル (公安委員会保有文書のファイル及び第7条 第2項に規定する文書のファイルを除く。) について、引き続 き原本を使用する必要がある場合を除き、その作成した日の 属する年の翌々年以後に、別に定めるところにより、総括文 書管理者に引き継がなければならない。

3 「略]

(保存期間の延長)

第10条 [略]

保有する目的が失われた場合その他正当な理由がある場合に は、総括文書管理者の承認を得たときは、保存期間の終了前 は、第7条第5項各号に規定する行政文書の区分に応じ、当 該各号に定める承認を得たときは、保存期間の終了前であっ ても、廃棄することができる。

別表 (第7条関係)

保存期間の区分	行政文書の類型
30年とするもの	1~13 [略]
	14 前各号に掲げるもののほか、30
	年保存が必要であると <u>文書管理責</u>
	<u>任者</u> が認めるもの
10年とするもの	1~5 [略]
	6 前各号に掲げるもののほか、10
	年保存が必要であると <u>文書管理責</u>

	めるもの
5年とするもの	1~6 [略]
	7 前各号に掲げるもののほか、5
	年保存が必要であると <u>所属長</u> が認
	めるもの
3年とするもの	1~5 [略]
	6 前各号に掲げるもののほか、3
	年保存が必要であると <u>所属長</u> が認
	めるもの
1年とするもの	1~3 [略]
	4 前各号に掲げるもののほか、1
	年保存が必要であると <u>所属長</u> が認
	めるもの
[略]	
上記に掲げる保存期	1・2 [略]
間以外の一定の期間	3 <u>前各号</u> に掲げるもののほか、一
保存を必要とするも	定の期間保存が必要であると <u>所属</u>
Ø	<u>長</u> が認めるもの

1	
	<u>任者</u> が認めるもの
5年とするもの	1~6 [略]
	7 前各号に掲げるもののほか、5
	年保存が必要であると <u>文書管理責</u>
	<u>任者</u> が認めるもの
3年とするもの	1~5 [略]
	6 前各号に掲げるもののほか、3
	年保存が必要であると <u>文書管理責</u>
	<u>任者</u> が認めるもの
1年とするもの	1~3 [略]
	4 前各号に掲げるもののほか、1
	年保存が必要であると <u>文書管理責</u>
	<u>任者</u> が認めるもの
[略]	
上記に掲げる保存期	1・2 [略]
間以外の一定の期間	3 <u>前2号</u> に掲げるもののほか、一
保存を必要とするも	定の期間保存が必要であると <u>文書</u>
0	<u>管理責任者</u> が認めるもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。